

北九州市立小池学園  
放課後等デイサービス  
**重要事項説明書**  
療育支援をご利用の方へ  
(2015年4月1日現在)

1 利用者（対象児童）

施設受給者番号	
障害児通所給付費 支給決定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

2 事業者（法人）の概要

事業者の名称	社会福祉法人 北九州市福祉事業団
法人所在地	北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	南本 久精
電話番号	093-682-0001

3 ご利用施設

施設の種類	放課後等デイサービス
施設の名称	北九州市立小池学園
施設の所在地	〒808-0132 北九州市若松区大字小敷583番地の1
施設長名	岩井 真紀子
電話番号	093-601-2261
FAX番号	093-601-0353

4 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

対象児童に対して、個別支援計画に基づき、生活能力向上のために必要な知識技能を身につけ、日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

(2) 運営方針

一人ひとりの課題やニーズを確認しながら個別支援計画を作成し、より適切な支援ができるように努めます。

基本方針として、

- 利用者一人ひとりの人権を尊重した支援を行います。
- 利用者が「地域の一員」として社会参加できるよう支援していきます。
- 地域に開かれた施設を目指し、地域支援・地域交流の促進に努めます。

- 安全で快適な環境の整備と活動の充実を図ります。
- 職員は研鑽を積み、資質の向上に努めます。

### (3) サービスの特徴

児童の成長を支援するための機能(発達支援・相談支援・自立支援・子育て支援等)を有する施設として、その機能を最大限活用し、個人の障害特性に応じた専門的な支援を行います。

## 5 ご利用施設で実施する事業

事業の種類	指定(登録)年月日	事業所番号	定員	備考
施設支援	障害児入所支援	平成18年10月1日	4056501192号	60人
居宅支援	短期入所事業	平成18年10月1日	4016500201号	空床型
地域生活支援	日中一時支援事業	平成18年10月1日	4066500200号	
通所支援	放課後等デイサービス	平成26年4月1日	4056501499号	15人

## 6 施設の概要

### (1) 敷地及び建物

敷地	26,508.44㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 平屋建(耐火建築)
	延床	155.0㎡
定員	15人	

### (2) 主な設備

設備の種類	室数等	延床面積
指導訓練室	1室	85.4㎡
指導訓練室	1室	29.4㎡
教材室	1室	18.0㎡
スタッフルーム	1室	17.0㎡
倉庫	1室	4.0㎡
トイレ	1室	8.6㎡
玄関・廊下		47.6㎡

## 7 職員の配置

職種	指定基準	常勤	非常勤	備考
管理者	1	1		兼務
児童発達支援管理責任者	1以上	1		
指導員又は保育士	5:1	1	3	
調理員			1	学校休業日のみ

※ 厚生労働省の指定基準を遵守し、同基準を下回らない範囲で変動することがあります。

## 8 職員の勤務体制

職種		授業終了後	土曜日	学校休業日	休暇
管理者	常勤	8:30～17:00		8:30～17:00	4週8休
児童発達支援管理責任者	常勤	8:30～17:00		8:30～17:00	4週8休
指導員又は保育士	常勤	13:30～19:30	10:00～19:00	10:00～19:00	4週8休
指導員又は保育士	非常勤	13:30～18:00	11:00～17:00	11:00～17:00	
指導員又は保育士	非常勤	13:30～18:30	9:30～17:30	11:00～17:00	
調理員	非常勤		9:00～13:00	9:00～13:00	

※ 事業終了後は[月曜日～金曜日]とします。

※ 学校休業日は[夏休み][冬休み][春休み]とします。

※ [冬休み]は年末年始の12/29～1/3を除きます。

## 9 通常の事業の実施地域

北九州市若松区及び八幡西区を基本とします。

## 10 営業日とサービス提供時間

営業日	月曜日 ～ 土曜日	
休業日	日曜日	
	国民の祝日	
	年末・年始(12/29 ～ 1/3)	
サービス提供時間	授業終了後	13:30 ～ 18:00
	学校休業日	11:00 ～ 17:00

※ 授業終了後は[月曜日～金曜日]とします。

※ 学校休業日は[土曜日][夏休み][冬休み][春休み]とします。

※ [冬休み]は年末年始の12/29～1/3を除きます。

## 11 サービスの内容

### (1) 放課後等デイサービス給付費の対象となるサービス

様々な日中活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小集団での活動を行います。</li> <li>○ 活動内容は、以下の課題を中心に行います。            集団参加行動・言語的コミュニケーション・非言語的コミュニケーション            情緒的行動・自己、他者認知・運動など</li> <li>○ 買い物活動を行います。</li> <li>○ 季節に応じた行事や季節感を取り入れた活動を行います。</li> </ul>
相談及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者及びその家族からの相談について、誠意をもって対応します。            相談窓口：児童発達支援管理責任者</li> <li>○ 対象児童の個別支援計画に従い、適切な支援を実施します。</li> <li>○ 対象児童の生活能力を活用できるよう、身体状況に応じた訓練を行います。</li> </ul>
記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービス提供の記録など、サービス提供後5年間保管します。</li> </ul>

## (2) 放課後等デイサービス給付費の対象外となるサービス

おやつ	提供時間	グループ療育終了後
	費用	「12 利用料金」で詳しくお知らせします。

なお、給付費の対象外となるサービスについては、追加する場合がありますのであらかじめご了承ください。

## (3) その他のサービス

サービス提供記録の閲覧	09:00 ~ 16:00 ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29~1/3)は除きます。
記録コピーの費用	「12 利用料金」で詳しくお知らせします。
その他療育に必要な用品費用	「12 利用料金」で詳しくお知らせします。

## 12 利用料金

- 利用料金の1日あたりの目安額は、下表のとおりです。
- 給付費の対象となるサービス利用料金は、「1割」が利用者の負担となります。
- ただし、利用者負担の上限が下表のとおり定められています。
- 食費・おやつ代等、給付費の対象外となるサービス利用料金は、「全額」が利用者の負担となります。

### (1) サービス給付費の対象となる利用料金

〈1日利用した場合の目安額〉		授業終了後	学校休業日
加算	① 基本	355単位	447単位
	② 児童発達支援管理責任者加算	102単位	102単位
	③ 指導員加配加算	122単位	122単位
	④ 福祉専門職員配置等加算Ⅲ	6単位	6単位
	⑤ 処遇改善加算(①~④合計×5.9%)	35単位	40単位
	計	620単位	717単位
1単位=10.18円で計算すると		6,311円	7,299円
1割の負担額は		631円	729円

※ ①は有資格の児童指導員を配置した場合、授業終了後+6単位、学校休業日+8単位を加算します

※ ②は個別支援計画作成・管理を行う者を「専任」として配置しているので加算します。

※ ②は有資格の児童指導員を配置した場合、130単位とします。

※ ③は配置基準(5:1)に加えて、指導員又は保育士を1人配置しているので加算します。

※ ④は勤続3年以上の常勤職員を30%以上配置しているので加算します。

※ ④は社会福祉士の資格をもつ職員が一定数配置された場合は「10単位」となります。

【以下次頁へ】

【⑥～⑦に該当した場合に加算】

⑥ 家庭連携加算(1時間未満)	187単位	: 居宅で相談等支援を行った場合(月2回)
⑦ 家庭連携加算(1時間以上)	280単位	: 居宅で相談等支援を行った場合(月2回)
⑧ 事業所内相談支援加算	35単位	: 事業所等で相談等支援を行った場合(月1回)
⑨ 利用者負担上限額管理加算	150単位	: 事業所が負担上限額を管理した場合(月1回)
⑩ 福祉専門職員加算Ⅰ	15単位	: 社会福祉士等の資格を持つ職員配置が35%以上
⑪ 福祉専門職員加算Ⅱ	10単位	: 社会福祉士等の資格を持つ職員配置が25%以上
⑫ 欠席時対応加算	94単位	: 月4回の請求が限度
⑬ 送迎加算	54単位	: 片道につき
⑭ 関係機関連携加算Ⅰ	200単位	: 学校等と連携して個別支援計画を作成した場合(年1回)
⑮ 関係機関連携加算Ⅱ	200単位	: 就学または就職に関して学校・企業と調整した場合(各1回)
⑰ 処遇改善加算Ⅱ	3.3%	: 職員の賃金改善等処遇改善を行った場合
⑱ 処遇改善加算Ⅲ	3.3%×0.9	: 職員の賃金改善等処遇改善が一部行われていない場合
⑲ 処遇改善加算Ⅳ	3.3%×0.8	: 職員の賃金改善等処遇改善が一部行われていない場合

※ ⑫は利用予定の2日前に中止した際に連絡調整・相談援助を行った場合に加算します。

※ ⑬は送迎を利用した場合に加算します。往復利用の場合は「108単位」となります。

## (2) 利用者負担の上限

- 受給者証に記載された月額負担上限額を超える負担はありません。

生活保護	0円	
低所得世帯	0円	: 市町村民税非課税世帯
一般世帯1	4,600円	: 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)
一般世帯2	37,200円	: 市町村民税課税世帯(上記以外)

## (3) サービス給付費の対象外となる利用料金

おやつ代	100円
記録等のコピー	10円
行事参加費用	実費
療育に必要な用品費用	実費

## (4) 利用料金の支払い方法

- 当月の利用明細を含めた請求書を翌月 10 日までに契約者にお渡しします。
- 翌月の末日までに、いずれかの方法によりお支払いいただきます。
- 自動口座引き落とし手数料は、小池学園が負担します。
  - ① 自動口座引き落とし
  - ② 現金払い
  - ③ 金融機関振込(手数料は個人負担となります)

西日本シティ銀行 本城支店	
普通預金 1277959	
口座名義	北九州市立小池学園 園長 <small>イワイ マキコ</small> 岩井 真紀子

郵便局	
記号	17440
番号	59111251
口座名義	北九州市立小池学園

(5) 領収証の発行

- 利用者から支払いを受けたときは、領収証を発行します。
- 放課後等デイサービス給付費の代理受領（9割分）を受けた後に、受領通知書を発行します。

(6) 利用者負担額の滞納に対する措置

- 契約者が小池学園から当月利用の請求書を翌月 10 日過ぎに受け取り、請求書を受領した月の末日までに支払いがなされない場合、「支払い催告書」を送付します。
- 「支払い催促書」に記載された納付期限までにお支払いいただきます。
- 納付期限までに支払いがなされない場合、「支払い催告書」の送付を継続します。
- 請求書に記載された納付期限から 6 ヶ月以上滞納された場合、直ちに利用契約を解除します。
- あわせて、滞納額の支払いについて法的措置を行います。

(7) 契約終了時のお支払い

- 契約が終了する月の利用者負担額は、契約終了日までにお支払いいただきます。

13 ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	○ 本来の用途にしたがってご利用ください。 ○ 本来の用途に反した利用で破損した場合、賠償いただくことがあります。
現金等貴重品の管理	○ 利用児童が所持する現金等貴重品の管理は行いません。
迷惑行為	○ 騒音等、他の利用児の迷惑になる行為はご遠慮いただきます。 ○ 敷地内のデイサービス利用スペース以外への立ち入りはできません。
宗教活動・政治活動	○ 敷地内での一切の宗教・政治活動はできません。
動物飼育	○ 敷地内へのペットの持ち込み・飼育はできません。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	○ 以下の計画等に沿って、対応します。 「小池学園 消防計画」 「小池学園 危機管理マニュアル」 「小池学園 非常災害計画」
平常時の訓練	○ 毎月1回、入所施設と合同で避難訓練を行います。

防災設備	スプリンクラー	なし
	防火扉・シャッター	なし
	自動火災報知機	あり
	非常通報装置	なし
	誘導灯	あり
	消火器	あり
	屋内消火栓	なし
	非常用電源	なし
	防災性カーテン	あり
消防計画の届出	平成24年4月25日	
	防火管理者:庶務係長	

## 15 協力医療機関

若戸病院	精神科・内科	若松区大字小敷146	742-2000
あまもと小児科医院	小児科	若松区高須東4-2-3	742-1661
医療法人宝歯会かじわら歯科医院	歯科	若松区下原町1-1	771-8604

## 16 相談窓口、苦情対応

### 【小池学園】

窓口	児童発達支援管理責任者
面接・電話	8:30 ~ 17:00 TEL 093-601-2261 土日・祝日・年末年始は除きます。
FAX・手紙・意見箱	24時間受け付けます。 FAX 093-601-0353

### 【公的機関】

北九州市 子ども総合センター	戸畑区汐井1-6 ウェルとばた5階 TEL 093-881-4556 FAX 093-881-8130 平日 8:30 ~ 17:15
-------------------	---

## 17 虐待に関する窓口

- 当学園は虐待防止責任者を設置しています。
- 虐待に関してお気づきのことがありましたら、虐待防止責任者にご相談ください。
- 障害のある方が虐待を受けたと思われるときは、障害者虐待防止法に基づき、市への通報が義務付けられています。
- 相談・通報の窓口は次のとおりです。

小池学園	虐待防止責任者 園長 岩井真紀子
	TEL 093-601-2261 FAX 093-601-0353
北九州市 障害者基幹 相談センター	戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階
	平日 9:00 ~ 17:45
	TEL 093-861-3045 (24H対応) FAX 093-861-3095
	E-mail chiiki@shien-c.com
北九州市 障害者虐待 防止センター	戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階
	平日 9:00 ~ 17:45
	TEL 093-861-3111 (24H対応) FAX 093-861-3122
	E-mail k-gyakutai@shien-c.com

## 18 損害賠償責任保険

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
加入保険	施設所有(管理)者賠償責任保険
保険内容	対人賠償 1名 1億円/1事故 6億円
	対物賠償 1事故 100万円

## 19 個人情報の取り扱い

- 北九州市福祉事業団は「障害施設における個人情報保護の方針」を定めています。
- 当学園の利用にあたり、利用目的を明確にして個人情報の提供をお願いしています。
- 利用目的は同方針に沿って説明します。
- 個人情報の利用については、利用者の同意を得ることとなっています。
- 本重要事項説明書における署名をもって、個人情報の利用目的について同意をいただいたこととなります。
- 利用手続きなどで個人情報をご提供いただく主な提出資料は [別表Ⅰ] のとおりです。

### [別表Ⅰ]

① 障害受給者証 ② 自動振込利用申込書 など

- 園内での主な利用目的は [別表Ⅱ] のとおりです。

### [別表Ⅱ]

- ① 児童の育成に関する個別支援計画作成など療育指導等に関する業務
- ② 児童の記録管理に関する業務
- ③ 児童の健康状態把握に関する業務
- ④ ご利用の皆様への連絡・情報伝達
- ⑤ ご利用の皆様からの問い合わせまたはご依頼への応答
- ⑥ 小池学園の管理運営業務のうち
  - 利用開始または利用終了時の手続きに関すること
  - 会計及び経理に関すること
  - 利用料徴収に関すること
  - 事故等の報告
  - 保育士等養成校からの実習生受け入れ及び指導育成に関すること
  - 中学生等による職場体験及びボランティア受け入れに関すること
  - 福祉サービスの向上や業務の維持・改善のための基礎資料
  - 障害施設及び当事業団で行われる内部研修及び研究会での事例報告
- ⑦ 虐待防止委員会への報告及び意見・助言を求める場合



- 園外での主な利用目的は〔別表Ⅲ〕のとおりです。

**〔別表Ⅲ〕**

- ① 北九州市が行う福祉サービスや事業との連携協力
- ② 外部監査機関及び第三者評価機関への情報提供
- ③ 苦情解決における第三者委員会への報告及び意見・助言を求める場合
- ④ 健康管理上、必要な医療機関との連携協力
- ⑤ 障害福祉サービスに関する費用など請求及び収受に関する事務
- ⑥ 事故等など施設賠償責任保険に関する事務
- ⑦ 関係官庁への届け出及び法令等で定められている関係官庁への書類提出
- ⑧ 法令等による公的機関からの要請
- ⑨ 子ども総合センター・医療機関等からの処遇意見書、紹介書、判定資料

平成 年 月 日

北九州市立小池学園の放課後等デイサービス利用にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づき、重要事項を説明しました。

**〔説明者〕**

所 属 北九州市立小池学園

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から北九州市立小池学園の放課後等デイサービス利用について重要事項の説明を受けました。

**〔契約者〕**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)